法人番号公表サイトの、(法人番号使ってる?



平成29年4月から

英語版を開設します。

1. 概要

国税庁ではインターネット上に国税庁法人番号公表サイトを開設し、基本三情報(①商号又は名称、②本 店又は主たる事務所の所在地、③法人番号)を公表するとともに、検索機能やダウンロードによるデータの 提供を行うなど、官民問わず様々な用途で法人番号を活用いただけるよう取り組んでいます。

今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることか ら、法人番号の活用場面が広がるよう、公表を希望する法人からの申込みに基づき、商号又は名称及び本店 又は主たる事務所の所在地の英語表記の公表を行う国税庁法人番号公表サイトの英語版 web ページを開設 することとしました。

法人番号は、利用範囲に制限がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

2. 英語表記登録・公表の流れ

英語表記の登録を希望する法人からの申込みに基づき、英語表記の公表を行います。

英語表記情報の入力

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム(www. houjin-bangou. nta. go. jp/eigotouroku/)から入力します。 「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」に対応する英語表記を入力してください。

英語表記情報の送信

「送信する」ボタンをクリックしてください。



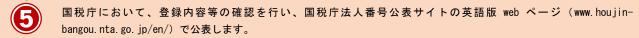
- 送信だけでは、登録手続は完了しません。
- 登録した英語表記はインターネット上で公表されますので、<mark>入力内容に誤りがないか確認してください。</mark>
- 送信票の印刷

「送信票を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信票(兼送付書)」を印刷してください。

送信票+法人確認書類の送付

印刷した「英語表記情報送信票 (兼送付書)」に法人確認書類を添えて、国税庁法人番号管理室へ郵送などの方法により提 出してください。

- ※ 法人確認書類は以下のいずれかの書類(又はその写し)を提出してください。
 - 印鑑証明書 国税又は地方税の領収証書許可、認可、承認に係る書類
 - 納税証明書又は社会保険料の領収証書 定款、寄付行為、規則又は規約
 - ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの





3. サービスの開始日

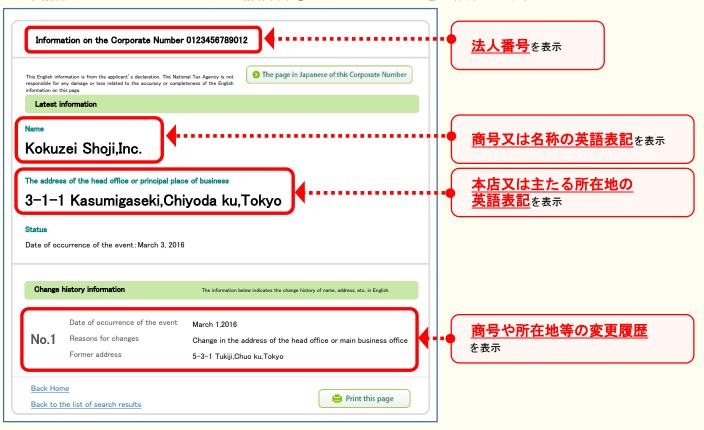
英語表記の公表に係るサービスの開始日は、下表のとおりです。

サービスの名称	開始日
国税庁法人番号公表サイトでの申込受付	平成 29 年 4 月 3 日(月)
英語版 web ページの開設及び英語表記の検索・閲覧	平成 29 年 4 月18日(火)

※ 国税庁法人番号公表サイトでの「ダウンロード機能」「Web-API機能」「情報記録媒体によるデータ提供」にも、英語表記の情報が追加されます。英語版 web ページからは御利用できませんので御注意ください。(国税庁ホームページ及び国税庁法人番号公表サイトにおいて、平成 29 年 1 月 30 日(月)から仕様を公開します。)

4. 英語表記のイメージ

英語版 web ページにおける「法人情報詳細」画面(イメージ)をご紹介します。



法人番号の最新情報や国税に係るマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトを御確認ください。

- ・特設サイトは、国税庁ホームページの はACRIC はARBINITION をクリック www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm 法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。
- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの 国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの 国税庁法人番号公表サイト
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関する御質問は国税庁法人番号管理室へお問い合わせください。 国税庁法人番号管理室フリーダイヤル0120-053-161 (無料) 8時45分~18時(土日祝日・年末年始を除きます。)
- 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください。(通話料金がかかります。) 国税に関する質問は、最寄りの税務署又は電話相談センターへお問い合わせください。